

令和 3 年 1 2 月定例会

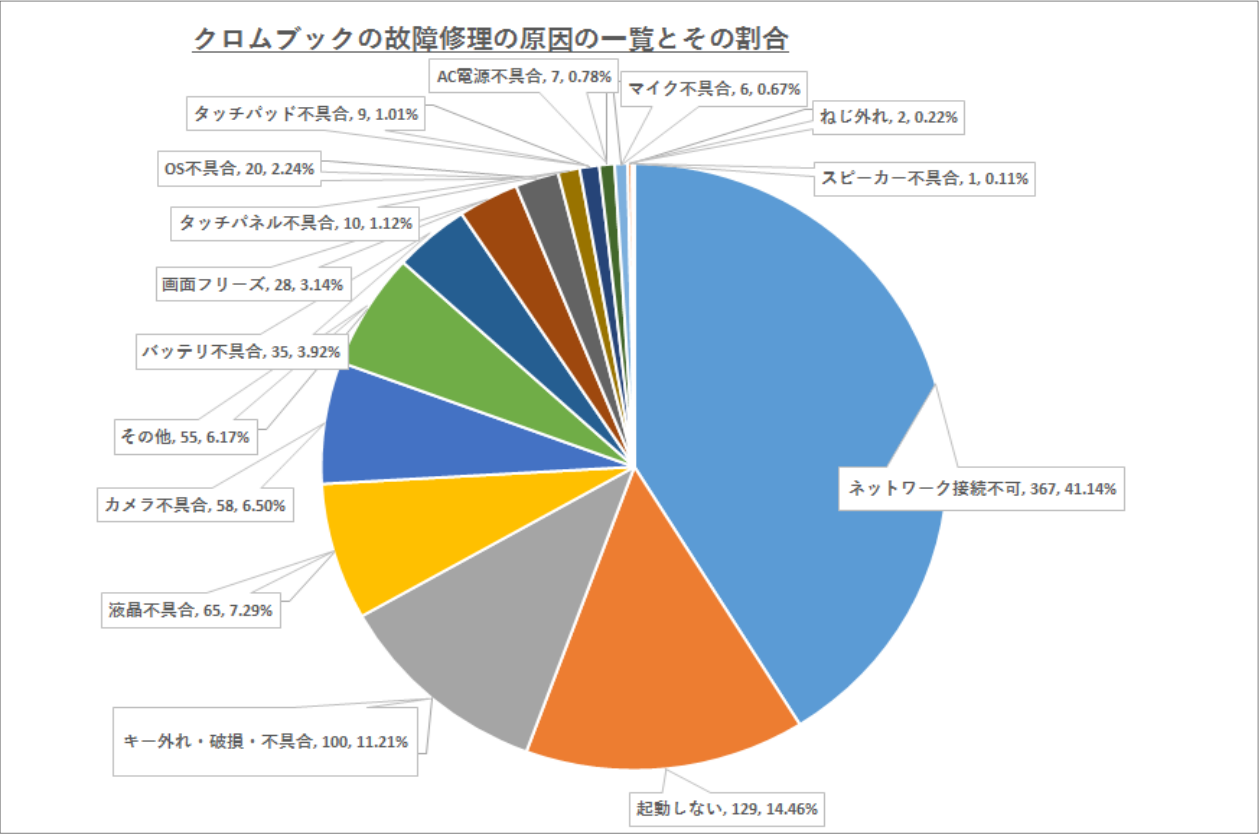
補正予算等特別委員会資料

1. 児童生徒に貸与しているタブレット端末の故障状況がわかるもの
- 1 5. GIGAスクール構想のタブレットの修繕が必要となった内容・件数
- 2 7. 児童・生徒に配布した端末の故障状況

期間：令和2年10月から令和3年10月まで

※破損を除き、自然故障のみ

故障状況	件数	
ネットワーク接続不可	367	41.14%
起動しない	129	14.46%
キー外れ・破損・不具合	100	11.21%
液晶不具合	65	7.29%
カメラ不具合	58	6.50%
その他	55	6.17%
バッテリー不具合	35	3.92%
画面フリーズ	28	3.14%
OS不具合	20	2.24%
タッチパネル不具合	10	1.12%
タッチ패드不具合	9	1.01%
AC電源不具合	7	0.78%
マイク不具合	6	0.67%
ねじ外れ	2	0.22%
スピーカー不具合	1	0.11%
総計	892	100.00%



2. JR奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池工事の増額の具体的内容

25. 議案第 118 号の工事費が 1873 万 9 千円なぜ増額になるのか理由が具体的に分かるもの。

都市整備部 JR奈良駅周辺整備事務所

工 事 名 JR奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事

請負業者 JR奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事

奈良県緑化土木・廣岡建設特定建設工事共同企業体

代 表 者 奈良県緑化土木協同組合 代表理事 野島 康江

工 期 令和2年9月30日～令和4年3月25日

当初請負金額 293,920,000 円（請負率 77.38%） 変更請負金額 312,659,000 円

増減金額 18,739,000 円

設計変更要因

第一回変更

○地下埋設物（下水道管）の移設及び地盤改良による増額

計 2,611,000 円

第二回変更

○土木工事実施設計単価表（奈良県県土マネジメント部 令和 3 年 9 月改定）に基づく物価の高騰による増額

（上昇率） 鉄筋 約40%（当初 65,000 円/t⇒変更 91,500 円/t）

生コンクリート 約11%（当初 18,300 円/m³⇒変更 20,300 円/m³）

計 12,420,000 円

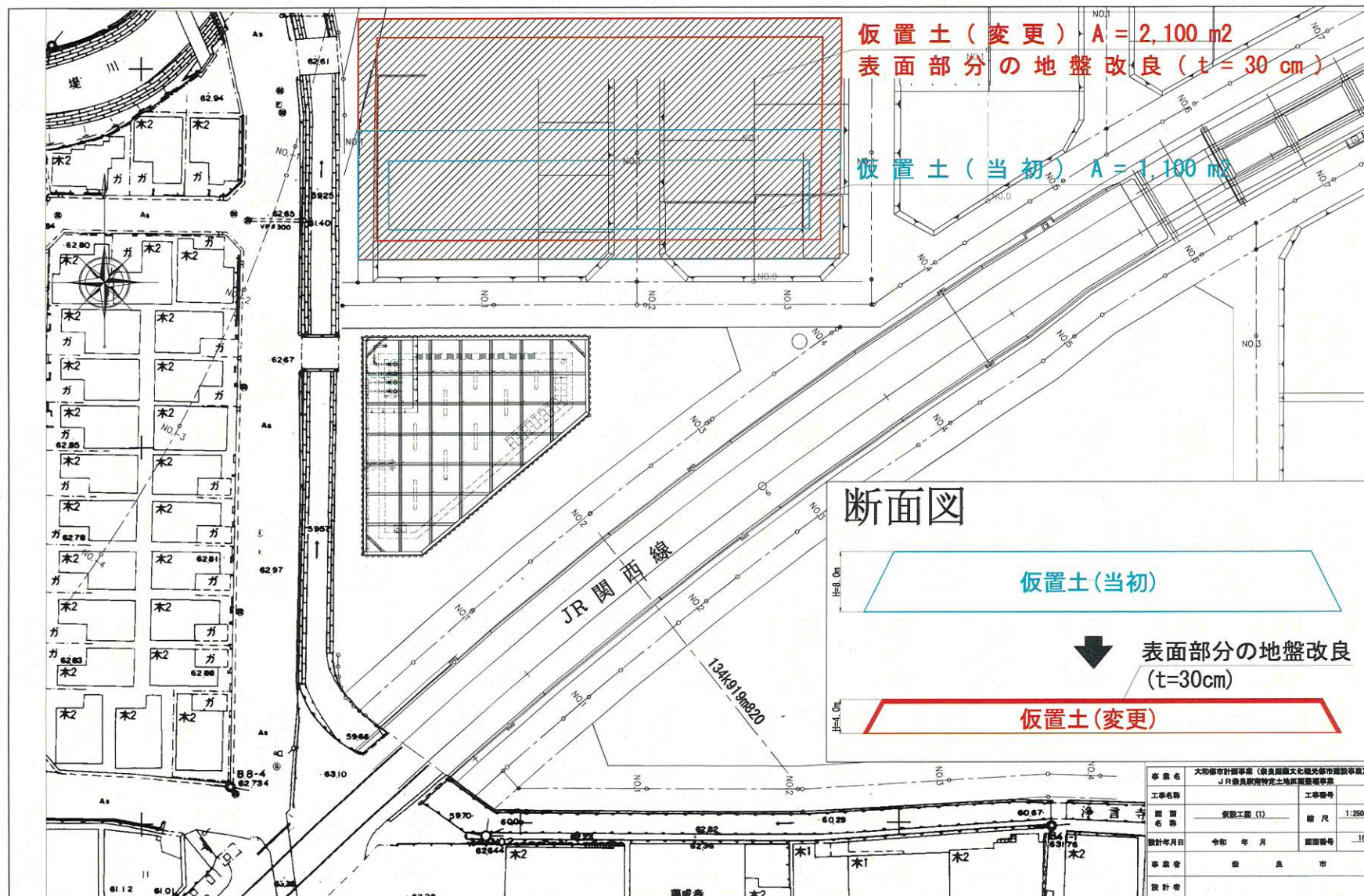
○地元の要望による土砂の流失及び飛散対策として

掘削した土砂 6,500 m³の仮置土の高さを低くするとともに流失防止の整形による増額

仮置土の土砂は転圧だけでは乾燥によって飛散する可能性が高く、表層部分の地盤改良による増額

計 3,708,000 円

変更内容を積算した結果、18,739,000 円の増額となり、請負金額から5%を超える内容となるため



3. 国保における子どもの均等割について、軽減の内容、対象、財源がわかるもの 福祉部 国保年金課

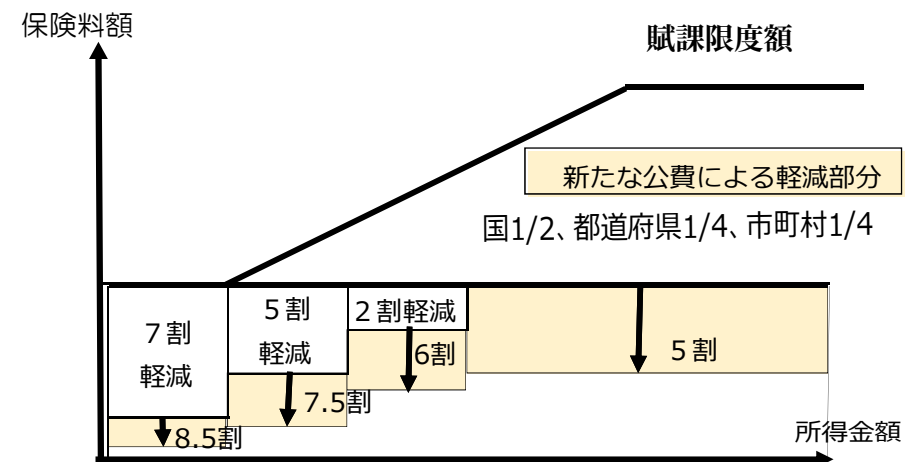
1. 軽減の内容

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。
その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- 施行時期：令和4年4月

2. 対象

- 対象は全世帯の未就学児：約1,300人

【軽減イメージ】

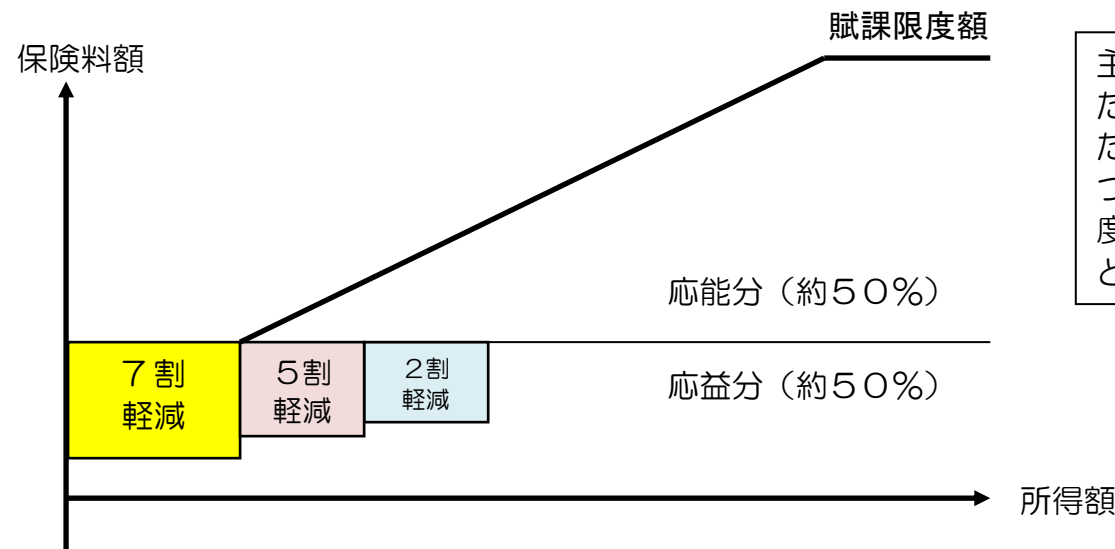


4. 国保における低所得世帯に対する保険料軽減の内容のわかるもの

福祉部 国保年金課

(軽減内容)

世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が一定の基準以下の場合、保険料の均等割と平等割が減額されます。



主に 7 割軽減対象が、予算の積算基礎とした前年度に比べ、549 世帯、641 人増加したため、国民健康保険法第 72 条の 3 にもとづく一般会計からの繰入金（保険基盤安定制度・保険料軽減分）が増加。このため保険料との間で財源更正を行おうとするもの。

■軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋28.5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋52万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

5. 産科医療補償制度の見直しの内容、出産費用の増加傾向がわかるもの

福祉部 国保年金課

産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性まひ児とその家族の経済的負担を速やかに補償する。2009年1月より創設。

運営：(公財)日本医療機能評価機構

過去の審査実績の分析結果や近年周産期医療が進歩している実態を踏まえて明らかになった課題に対処するため、2022年1月以降の分娩から補償対象基準や掛金が見直される。

○見直し内容

・補償対象基準は低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合する。

＜補償対象範囲＞

・以下の3つの基準をすべて満たすものを補償対象とする。

(補償対象基準)：在胎週数が28週以上であること(32週から繰り上げるとともに体重基準及び個別審査基準を廃止)

(除外基準)：先天異常や新生児期要因によらない脳性まひであること(変更なし)

(重症度基準)：身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひであること(変更なし)

＜保険料水準＞

・2.2万円(掛金1.2万円/返還保険料(余剰金)充当額1.0万円)

※現行は2.4万円(掛金1.6万円/返還保険料(余剰金)充当額0.8万円)

出産費用の推移(公的病院の全国平均)

単位：円

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (速報値)
406,012	410,105	415,850	424,371	431,806	431,295	439,307	443,776

(入院料、分娩料、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料の合計)

※厚生労働省保険局において集計

改正内容

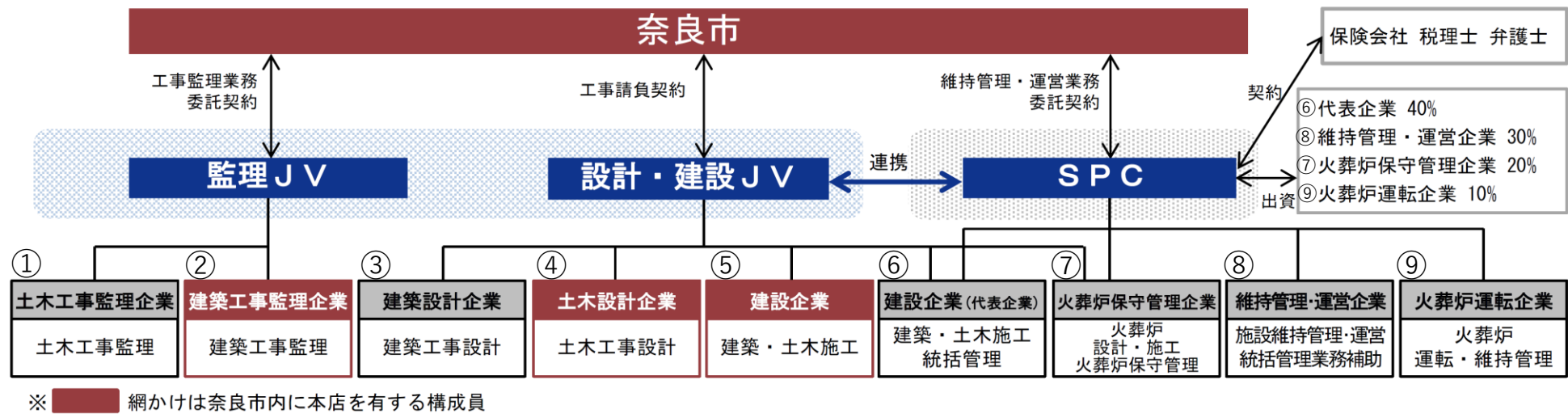
出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度の掛金を見直しを踏まえ、基本額を現行の40.4万円から40.8万円に引き上げ、総額42万円を維持。

現行 40.4万円＋加算額1.6万円＝総額42万円

改正後 40.8万円＋加算額1.2万円＝総額42万円

6. 新斎苑におけるDBOの事業スキーム、SPC構成事業者の資本構成

市民部斎苑管理課



グループ名	村本建設グループ
代表企業	⑥ 村本建設株式会社 奈良営業所
構成員 (代表企業を除く)	① 株式会社ピーエムコンサルタント 奈良支社
	② 株式会社岩崎建築設計事務所
	③ 株式会社アール・アイ・エー 大阪支社
	④ 株式会社阪神コンサルタンツ
	⑤ 三和建設株式会社
	⑦ 株式会社宮本工業所
	⑧ 株式会社合人社計画研究所
	⑨ 株式会社五輪

SPC	
商号	株式会社まほろばの杜
本店	奈良市高天町43番地1
代表者	原田 徹雄
資本金	1,000万円

7. 新斎苑における維持管理・運営の債務負担行為額の費目別平均月額・平均年額

市民部斎苑管理課

(単位：円)

項目	契約額	平均年額	平均月額
統括マネジメント業務費	72,900,000	4,860,000	405,000
統括マネジメント業務に要する費用	13,500,000	900,000	75,000
総務業務に要する費用	32,400,000	2,160,000	180,000
モニタリング業務に要する費用	4,500,000	300,000	25,000
S P C 諸経費	22,500,000	1,500,000	125,000
維持管理業務費	904,770,000	60,318,000	5,026,500
建築物保守管理業務に要する費用	27,540,000	1,836,000	153,000
建築設備保守管理業務に要する費用	173,250,000	11,550,000	962,500
火葬炉保守管理業務に要する費用	39,000,000	2,600,000	216,667
備品等管理業務に要する費用	28,500,000	1,900,000	158,333
残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務に要する費用	7,500,000	500,000	41,667
修繕業務に要する費用	370,440,000	24,696,000	2,058,000
環境保全対策業務に要する費用	40,640,000	2,709,333	225,778
開業準備業務に要する費用	14,680,000	978,667	81,556
清掃業務に要する費用	136,500,000	9,100,000	758,333
環境衛生管理業務に要する費用	12,900,000	860,000	71,667
警備業務に要する費用	16,920,000	1,128,000	94,000
植栽・外構・緑地維持管理業務に要する費用	36,900,000	2,460,000	205,000
運営業務費	1,270,500,000	84,700,000	7,058,333
予約受付業務、告別業務、料金徴収代行業務等	165,600,000	11,040,000	920,000
火葬炉運転業務	818,100,000	54,540,000	4,545,000
待合室関連業務	231,300,000	15,420,000	1,285,000
その他運営上必要な業務に要する費用	55,500,000	3,700,000	308,333
合 計（税抜）	2,248,170,000	149,878,000	12,489,833
合計（税込/10%）	2,472,987,000	164,865,800	13,738,817
※平成30年3月23日契約当初（消費税8%）	2,428,023,600	161,868,240	13,489,020

8. 国保における高額療養費の支給件数（直近5年）

福祉部 国保年金課

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（※）	令和元年度	令和2年度
件数（件）	5,243	6,975	9,748	10,077	9,080

（支給申請による償還払い）

※平成30年8月1日から現役並み所得者の区分が3区分に細分化されたため、該当世帯が増加。

< 参考 > 国保における限度額適用認定証の発行状況（過去5年）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数（件）	4,319	4,457	4,953	4,980	4,839
被保険者数（人）	86,186	82,691	79,204	76,250	74,850
交付率（％）	5.0％	5.4％	6.3％	6.5％	6.5％

9 環境清美工場の維持補修等にかかる経費の決算及び見込み額(H30年度～R3年度)

環境部 環境清美工場

平成30年度環境清美工場の維持補修等にかかる経費の決算額

(単位:円)

目	細節	主な事業名称	決算額
環境清美工場維持管理費	修繕料	計	372,191,209
		2, 3号炉点検整備補修	125,712,000
		2, 3号炉排ガス施設点検整備補修	61,840,800
		粗大ごみ処理施設点検整備補修	30,240,000
		その他修繕	154,398,409
	工事請負費	計	149,540,040
		3号炉空気予熱器他補修工事	25,488,000
		3号ごみクレーンバケット取替工事	22,202,640
		3号炉ガス冷却塔他補修工事	83,187,000
		4号サイレンサ取替工事	18,662,400
清掃施設整備事業費	工事請負費	計	166,557,600
		焼却棟1階床スラブ改修その他補強工事	77,997,600
		4号炉触媒ユニット取替工事	88,560,000
合 計			688,288,849

令和元年度環境清美工場の維持補修等にかかる経費の決算額

(単位:円)

目	細節	主な事業名称	決算額
環境清美工場維持管理費	修繕料	計	517,637,224
		4,2号炉点検整備補修	124,300,000
		4,2号炉排ガス施設点検整備補修	102,630,000
		3号炉及び粗大ごみ処理施設点検整備補修	119,900,000
		その他修繕	170,807,224
	工事請負費	計	131,446,700
		2号炉ガス冷却塔補修工事	72,156,700
		2号炉空気予熱器他補修工事	24,200,000
		2号サイレンサ取替工事	21,670,000
		粗大ごみ処理施設破碎機炎感知器他補修工事	13,420,000
清掃施設整備事業費	工事請負費	計	130,119,000
		焼却棟2階床スラブ改修補強工事	78,793,000
		4号炉バグフィルタろ布取替工事	51,326,000
合 計			779,202,924

令和2年度環境清美工場の維持補修等にかかる経費の決算額

(単位:円)

目	細節	主な事業名称	決算額
環境清美工場維持管理費	修繕料	計	561,934,780
		1号炉点検整備補修	87,780,000
		1号炉排ガス施設点検整備補修	47,300,000
		4号炉点検整備補修	88,990,000
		4号炉排ガス施設点検整備補修	48,510,000
		粗大ごみ処理施設点検整備補修	70,400,000
		その他修繕	218,954,780
	工事請負費	計	108,350,000
		4号炉ガス冷却塔補修工事	83,490,000
		4号炉空気予熱器他補修工事	24,860,000
清掃施設整備事業費	工事請負費	計	131,101,300
		焼却棟2階床スラブ改修その他補強工事	79,090,000
		3号炉バグフィルタろ布取替工事	52,011,300
合 計			801,386,080

令和3年度環境清美工場の維持補修等にかかる経費の見込み額

(単位:円)

目	細節	主な事業名称	決算見込み額
環境清美工場維持管理費	施設修繕料	計	581,729,000
		2号炉点検整備補修	142,890,000
		2号炉排ガス施設点検整備補修	55,000,000
		3号炉点検整備補修	86,900,000
		3号炉排ガス施設点検整備補修	60,280,000
		1号炉及び粗大ごみ処理施設点検整備補修	34,100,000
		1号炉排ガス施設点検整備補修	36,190,000
		その他修繕	166,369,000
	工事請負費	計	107,800,000
		1号炉ガス冷却塔補修工事	82,500,000
		1号炉空気予熱器他補修工事	25,300,000
清掃施設整備事業	工事請負費	計	306,744,100
		焼却棟2階床スラブ改修その他補強工事	79,200,000
		1号炉バグフィルタろ布取替工事	52,440,300
		灯油地下タンク電気防食工事	3,000,000
		破砕ボイラー更新工事	24,153,800
		破砕トロンメル補修工事	147,950,000
合 計			996,273,100

10 債務負担行為補正の環境清美工場維持補修経費の積算根拠のわかる資料

環境部 環境清美工場

① 中間報告の成果にもとづく1・2号炉の緊急を要する施設補修及び臭気対策	33,800,000 円
・1号炉火格子ホッパシュート補修 ・1号炉空気予熱器下シュートライニング補修 ・1号炉火格子下コンベアチェーン取替補修 ・No.1 主灰出コンベアチェーン取替 ・2号炉投入ホッパ補修 ・No.1・2 非鉄コンベアチェーン取替補修 ・プラットホーム脱臭装置補修	
② 3号ごみクレーン補修	18,000,000 円
③ 4号ごみクレーン補修	18,000,000 円
④ 4号炉火格子下コンベア更新	96,000,000 円
⑤ No.1 灰クレーンバケット更新	55,000,000 円
合 計	220,800,000 円

1 1 環境清美工場全面緊急停止に伴う点検の結果・内容

環境部 環境清美工場

- ・環境清美工場から搬出されたばいじん処理物から基準値を超えるダイオキシン類が検出された文書通知が処理先から届く。
- ・再検査をしたところ、64 ng-TEQ/g の高濃度の速報値が出たため安全を考慮して8月23日に全炉停止する。
- ・ばいじん処理物のダイオキシン類の削減処理ができていない要因は、バグフィルターで捕集されたばいじんが、次に熱分解処理装置へ送られる工程でしか考えられないと判断した。
- ・これにより熱分解装置の点検を行った結果、熱分解装置の加熱処理部の主要部品である盤内のヒーター電力調整ユニット（サイリスタ）の出口側用1基に不具合が認められたため交換する。
- ・それに伴い加熱ヒーターの導通点検を行い、正常に作動することを確認する。
- ・次に無負荷試験にて正常に昇温し稼働していることを確認する。
- ・引き続き熱分解装置の一部分解を行い内部点検と清掃を実施した。また、高濃度のダイオキシン類の汚染を疑われる灰固化装置等も徹底的に清掃を実施した。
- ・その後実際にばいじんの処理をして運転状況の確認を行い、検体採取を行い結果ダイオキシン類が基準値以内に削減されたことが確認され、装置は正常に稼働し重大な機器の不具合は見られないことが確認できた。
- ・この結果をもって試運転を再開し、毎週検体を採取しモニタリングチェックを行い、基準値内の値であることが続けて確認されたため9月29日に受入再開となる。
- ・その後も検体採取のモニタリングチェックを毎月1回行い、11月の検体採取によりダイオキシン類は基準値以内の値で安定した運転ができている。

12. 学校給食調理業務の民間委託と直営の状況一覧

教育部 保健給食課

令和3年12月現在
 小学校給食実施校一覧 (食数は令和3年5月1日現在)

No.	学校名	食数	自校炊飯	市調理	委託調理	委託契約期間
1	椿井小学校	250	-	○	-	
2	飛鳥小学校	479	-	○	-	
3	鼓阪小学校	100	-	○	-	
4	済美小学校	502	-	○	-	
5	佐保小学校	454	-	-	○	令和 元年8月1日～令和6年7月31日
6	大宮小学校	582	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
7	都跡小学校	553	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
8	大安寺小学校	316	-	-	○	令和 元年8月1日～令和6年7月31日
9	東市小学校	184	-	-	○	令和 3年4月1日～令和7年7月31日
10	平城小学校	573	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
11	辰市小学校	282	-	-	○	令和 2年8月11日～令和7年7月31日
12	明治小学校	354	○	○	-	
13	帯解小学校	149	-	○	-	
14	伏見小学校	819	-	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
15	富雄南小学校	571	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
16	富雄北小学校	561	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
17	田原小学校	52	★	★	-	
18	柳生小学校	45	○	○	-	
19	興東小学校	41	○	○	-	
20	あやめ池小学校	571	○	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
21	鶴舞小学校	342	-	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
22	鳥見小学校	459	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
23	登美ヶ丘小学校	562	-	-	○	令和 2年8月11日～令和7年7月31日
24	六条小学校	682	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
25	青和小学校	552	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
26	右京小学校	199	-	○	-	
27	東登美ヶ丘小学校	670	-	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
28	二名小学校	458	-	-	○	令和 元年8月1日～令和6年7月31日
29	西大寺北小学校	574	○	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
30	富雄第三小学校	405	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
31	平城西小学校	398	○	-	○	令和 元年8月1日～令和6年7月31日
32	大安寺西小学校	490	-	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
33	三碓小学校	726	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
34	神功小学校	253	-	-	○	平成27年8月1日～令和3年7月31日
35	朱雀小学校	339	○	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
36	済美南小学校	248	○	-	○	令和 2年4月1日～令和7年7月31日
37	鼓阪北小学校	109	-	-	○	令和 3年4月1日～令和7年7月31日
38	伏見南小学校	420	○	-	○	令和 元年8月1日～令和6年7月31日
39	佐保台小学校	172	○	-	○	令和 2年4月1日～令和7年7月31日
40	佐保川小学校	379	-	-	○	平成30年8月1日～令和5年7月31日
41	左京小学校	341	-	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
42	月ヶ瀬小学校	57	★	★	-	
43	都祁小学校	240	★	★	-	
★	都祁学校給食センター		○	○	-	
小学校計		16,513	11	10	31	

中学校給食実施校一覧

No.	学校名	食数	自校炊飯	市調理	委託調理	委託契約期間
1	春日中学校	522	-	-	○	平成29年8月1日～令和4年7月31日
2	三笠中学校	708	○	-	○	令和 3年8月1日～令和8年7月31日
3	若草中学校	306	○	-	○	令和 3年8月1日～令和8年7月31日
4	伏見中学校	685	-	-	○	平成29年8月1日～令和4年7月31日
5	富雄中学校	680	-	-	○	平成29年8月1日～令和4年7月31日
6	都南中学校	526	○	-	○	令和 3年8月1日～令和8年7月31日
7	田原中学校	35	★	★	-	
8	興東館柳生中学校	60	○	○	-	
9	登美ヶ丘中学校	365	○	-	○	令和 3年8月1日～令和8年7月31日
10	平城西中学校	179	-	-	○	令和 3年8月1日～令和4年3月31日
11	二名中学校	475	○	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
12	京西中学校	533	○	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
13	富雄南中学校	571	-	-	○	令和 3年8月1日～令和8年7月31日
14	平城中学校	430	○	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
15	飛鳥中学校	251	○	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
16	登美ヶ丘北中学校	387	○	-	○	令和2年8月11日～令和7年7月31日
17	都跡中学校	276	-	-	○	令和3年8月1日～令和8年7月31日
18	平城東中学校	399	○	-	○	令和3年8月1日～令和8年7月31日
19	月ヶ瀬中学校	42	★	★	-	
20	都祁中学校	117	★	★	-	
21	富雄第三中学校	223	-	-	※	
中学校計		7,770	11	1	16	
合計		24,283	22	11	47	

- ・★について：都祁学校給食センターにて調理を行う
- ・※について：富雄第三小学校にて調理を行う

1 3 . 新型コロナウイルス感染症夜間電話相談業務委託の月別相談件数（R 2 年 5 月～R 3 年 1 1 月）

健康医療部 保健予防課

年	令和 2 年								令和 3 年										
月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月
件数	110	66	238	253	93	129	183	314	246	141	146	303	255	108	92	396	205	102	26

※令和 2 年 5 月 1 日から委託開始

1 4 . 新型コロナワクチン接種に関して 1 回目・2 回目の施設・集団・個別の接種状況

健康医療部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課

接種週	施設接種	集団接種	個別接種	計
4/12週～4/26週	600回	0回	0回	600回
5/3週～5/24週	3,769回	9,440回	7,386回	20,595回
5/31週～6/21週	10,934回	50,236回	66,091回	127,261回
6/28週～7/26週	5,595回	52,562回	65,447回	123,604回
8/2週～8/23週	670回	15,985回	33,558回	50,213回
8/30週～9/27週	132回	31,352回	43,116回	74,600回
10/4週～10/25週	99回	30,935回	22,830回	53,864回
11/1週～11/22週	3回	15,940回	5,610回	21,553回
計	21,802回	206,450回	244,038回	472,290回

※ 集団接種には、エッセンシャルワーカー等を対象とした大規模接種分（24,337回）を含めています。

16. GIGAスクール構想のタブレットのリース契約内容

賃貸借契約書（長期継続契約）

奈良市（以下「発注者」という。）と NEC キャピタルソリューション株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項により GIGA スクール構想・児童生徒一人一台の端末整備事業（以下「設備」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が設備を発注者の使用に供し、発注者がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和2年10月1日から令和7年9月30日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（契約対象物件及び設置場所）

第3条 契約対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1） 物件及び数量

設備 1式

（明細は別添「調達物品仕様書」のとおり）

（2） 設置場所

奈良市立小中学校

（賃貸借料）

第4条 この契約に係る賃貸借料は、月額金10,200,908円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額927,355円）とする。

（契約期間全体の執行予定額は、金612,054,480円とする。）

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料は、毎月払いとし、受注者は、毎月10日までに前月分の賃貸借料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から賃貸借料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅滞日数に応じて、年2.6パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

（設備の搬入出等）

教育部 学校教育課

第7条 設備の搬入出等は、受注者がその負担により行うものとする。

（設備の保守及び操作方法等の指導）

第8条 受注者は、設備について定期的に点検調整を行い、設備を正常な状態で使用できるように保守しなければならない。

2 受注者は、設備が故障した場合は、発注者の請求により、速やかに修理し、正常な状態に回復させなければならない。

（調査等）

第9条 発注者は、この契約に基づく設備の操作方法の指導及び保守について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、その実施について必要な指示をすることができる。

（設備の所有権）

第10条 設備の所有権は、受注者に属し、発注者は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 発注者は、設備が受注者の所有であることを示す表示等を損傷する等、設備の現状を変更するような行為をしてはならない。

3 受注者は、発注者が故意又は過失によって設備をき損、破損又は滅失したときは、その賠償を発注者に対し請求することができる。この場合において、第14条の動産総合保険で補償された損害について、受注者は、発注者に対して賠償請求することができない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（設備の譲渡）

第12条 第2条の規定によりこの契約が終了した場合、設備は受注者から発注者へ譲渡するものとする。

（設備の返還）

第13条 第17条から第19条の規定によりこの契約を解除した場合、発注者は、設備を受注者に返還しなければならない。

2 第17条又は第18条による契約の解除に伴う設備の返還に要する費用は、一切を受注者が負担する。

3 第19条による契約の解除に伴う設備の返還に要する費用は、一切を発注者が負担する。

（保険）

第14条 受注者は、設備に受注者の費用で動産総合保険を付するものとする。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第15条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の満了、解約又は解除後も同

様とする。

2 受注者は、その業務の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第16条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

（1）正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）前号のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（発注者の催告によらない解除権）

第18条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

（4）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（5）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（6）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（7）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（8）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（9）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（10）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（11）受注者が、第5号から第9号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第10号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（12）受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

3 受注者は、この契約に関して、第1項第1号から第4号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、賃貸借料の総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。（受注者の催告による解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額等による契約の変更等)

第20条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月3日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

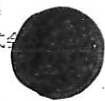
奈良市長 仲川 元麻



受注者 大阪府大阪市中央区城見1丁目4-24

NEC キャピタルソリューション株式会社

関西支店長 渡邊 祐史



調達物品仕様書

GIGA スクール構想・児童生徒一人一台の端末整備事業賃貸借

1. 情報端末

Chromebook モデル 23,217 台

キシステム奈良 GIGA 特別無償サービスパック NEC 製 Chromebook				
		WA/LA	WB/LB	WC① WC②
1	Chromebook 端末本体+キーボード 「NEC Chromebook Y2」 -11.6 型HD、タッチパネル搭載 -インカメラ/アウトカメラ -360 度回転ノート型 -USB Type-C×2、USB Type-A×2 -約11.2 時間駆動バッテリー -MIL-STD 準拠テストクリア -W295×D209.6×H20.4mm 約1.276kg			○

キシステム奈良 GIGA 特別無償サービスパック NEC 製 Chromebook					
		WA/LA	WB/LB	WC①	WC②
2	MIDM 管理コンソール 「Chrome Education Upgrade Perpetual license term」				○
3	導入作業 -キッティング、ラベル貼り -端末/クラウド初期設定(1回) -学校搬入、充電保管庫への設置据付				○
4	初期研修 -Google Kickstart program 管理者向け/教員向け集合型研修 -デジタル教材オンライン研修				○
5	教育クラウド基盤 「NEC Open Platform for Education」 -OPE ポータル画面 -教材ソフトシングルサインオン(※指定ソフト) -フリーミアム(一年間無償)ソフト ①AI ドリル(すららドリル) ②プログラミング(ロジカ式 for School) ③英語学習(TerraTalk) ④授業支援システム(InterCLASS for Chrome)				○
6	校務支援システム連携「SchoolEngine」				○
7	フィルタリングソフト 「i-Filter@クラウド」5 年間 または「ロイロノート」5 年間				○
8	自然故障引き取り修理 1年間				○

キシステム奈良 GIGA 特別無償サービスパック NEC 製 Chromebook					
		WA/LA	WB/LB	WC①	WC②
応用パック					
9	ヘルプデスク(故障診断・修理受付)5年間 「NEC 学校ICT 総合サポート(ベーシック)」 -故障診断・修理の電話/メール/チャット受付 平日8:30-17:00 教育委員会/先生/生徒児童から利用可能				○
10	ヘルプデスク(使い方相談・運用支援)5 年間 「NEC 学校ICT 総合サポート(N5)」 -メール/チャット受付 平日8:30~17:00 教育委員会/先生/生徒児童から利用可 -Gsuite、シングルサインオンソフトの操作説明、活用相談 -運用保守(ユーザ管理:年度末処理、転入転出処理等) -端末管理(デバイス登録削除、状態報告) -セキュリティ管理(ログイン制限、サイト閲覧制限、紛失盗難対策(リモートワイフ、リモートロックなど))				○※ (FAQ 作成)
11	授業支援システム 2 年間(特別無償利用) 「ロイロノート・スクール」				
	授業支援システム 5 年間 「ロイロノート・スクール」				○
12	デジタルコンテンツ 5 年間 東京書籍「タブレットドリル」(5 教科×5 年) ライオンズ「e ライブラリ」 -OPE シングルサインオンは2021 年度以降予定 ベネッセ「ドリルパーク」 -OPE シングルサインオンは2021 年度以降予定				
13	採点支援コンテンツ 5 年間 「リアテンドント(採点一体型デジタルドリル)」 -OPE シングルサインオンは2021 年度以降予定				○

１７．児童相談所設置市となることで、県から移管される業務（①項目、②事務内容、③担当課、④業務量/年間）一覧表

子ども未来部 児童相談所設置推進課

	①項目	②事務内容	③担当課	④業務量／年間
1	相談援助に関する業務 社会的養護に関する業務	児童福祉司、児童心理司等による養護相談（児童虐待対応、「１８９」を含む）、障害相談（心理治療、療育手帳判定を含む）、非行相談、育成相談等を行う。 里親委託、児童福祉施設等への入所支援や自立支援等を行う。	児童相談所設置推進課	令和２年度 約1,500件
2	一時保護所に関する業務	一時保護所（定員１２人）の運営を行う。	児童相談所設置推進課	令和２年度 約40件
3	児童福祉施設に関する業務	児童福祉施設の設置認可等を行う。 （保育所、母子生活支援施設、助産施設等は、すでに移管済）	児童相談所設置推進課等	令和２年度奈良県における奈良市分の新規設置認可実績 ０件
4	指定障害児入所施設に関する業務	指定障害児入所施設の指定等を行う。	障がい福祉課等	令和２年度奈良県における奈良市分の新規指定実績 ０件
5	審議会に関する業務	里親委託や児童養護施設入所等への措置に関する意見、児童相談所の第三者評価等を行う奈良市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）を開催する。	児童相談所設置推進課	令和２年度奈良県社会福祉審議会児童養護部会開催実績 ６回

※・担当課は、令和３年１２月現在の部署とする。

・１及び２の「④業務量／年間」は、令和２年国勢調査から奈良県における人口按分（約２７％）により、令和２年度福祉行政報告例の数値から算定

18. 子どもセンター設置に伴い児童相談所等に従事する職員に係る勤務手当の算出根拠一覧表

総合政策部 人事課

○児童相談所等業務手当他市手当額状況

(単位:円)

区分	自治体名	手当額(※)
都道府県	北海道	461
都道府県	青森県	600
都道府県	岩手県	952
都道府県	宮城県	1,000
都道府県	秋田県	952
都道府県	山形県	950
都道府県	福島県	960
都道府県	茨城県	580
都道府県	栃木県	1,030
都道府県	群馬県	0
都道府県	埼玉県	952
都道府県	千葉県	370
都道府県	東京都	200
都道府県	神奈川県	950
都道府県	新潟県	950
都道府県	富山県	952
都道府県	石川県	952
都道府県	福井県	520
都道府県	山梨県	500
都道府県	長野県	500
都道府県	岐阜県	500
都道府県	静岡県	395
都道府県	愛知県	950
都道府県	三重県	950

(単位:円)

区分	自治体名	手当額(※)
都道府県	京都府	950
都道府県	大阪府	600
都道府県	滋賀県	610
都道府県	兵庫県	950
都道府県	和歌山県	1,000
都道府県	奈良県	950
都道府県	鳥取県	600
都道府県	島根県	1,080
都道府県	岡山県	1,020
都道府県	広島県	509
都道府県	山口県	650
都道府県	徳島県	600
都道府県	香川県	510
都道府県	愛媛県	510
都道府県	高知県	0
都道府県	福岡県	570
都道府県	佐賀県	950
都道府県	長崎県	952
都道府県	熊本県	314
都道府県	大分県	600
都道府県	宮崎県	950
都道府県	鹿児島県	1,000
都道府県	沖縄県	680

(単位:円)

区分	自治体名	手当額(※)
政令市	札幌市	1,000
政令市	仙台市	1,000
政令市	さいたま市	1,000
政令市	千葉市	1,000
政令市	横浜市	952
政令市	川崎市	1,000
政令市	相模原市	1,000
政令市	新潟市	1,000
政令市	静岡市	1,000
政令市	浜松市	1,000
政令市	名古屋市	1,000
政令市	京都市	1,000
政令市	堺市	1,000
政令市	神戸市	1,000
政令市	大阪市	0
政令市	岡山市	1,000
政令市	広島市	952
政令市	北九州市	1,000
政令市	福岡市	952
政令市	熊本市	1,000
特別区	江戸川区	490
特別区	港区	490
特別区	荒川区	490
特別区	世田谷区	0
中核市	横須賀市	1,000
中核市	金沢市	1,000
中核市	明石市	0

(※): 特殊勤務手当を月額で設定している団体については、比較のため日額に割り戻しております。

○宿日直手当算定根拠

・国家公務員の宿日直勤務と手当額

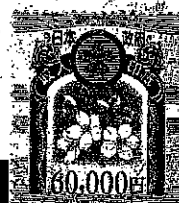
勤務の態様に応じて、その勤務1回につき下記の手当が支給されることとなります。

※以下は人事院規則及び国家公務員給与のてびきを参考に作成

	勤務の種類	手当額
普通宿日直勤務	庁舎、設備の保全等を目的とする勤務	4, 400円
特別宿日直勤務	動植物の飼育管理等	5, 300円
	障害者支援施設又は国立児童自立支援施設における入所者の生活介助等のための勤務	6, 100円
	刑務所等における業務の管理、監督等のための勤務	7, 400円
	医師の当直勤務	21, 000円

※勤務時間が5時間未満の場合については、100分の50を乗じて得た額とする。

※執務時間が、正規の勤務時間の2分の1に相当する時間の退庁時から引き続き行われる勤務については、100分の150を乗じて得た額とする。



工 事 請 負 仮 契 約 書

1 工 事 名 JR奈良駅南特定土地地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事

2 工 事 番 号 第 号

3 工 事 場 所 奈良市 大森西町地内

4 工 期 自 本 契 約 締 結 の 日

至 令和3年3月31日

5 請 負 代 金 額 金 293,920,000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額 金 26,720,000 円)

〔()の部分は受注者が課税業者である場合に限り、記入してください。〕

6 契 約 保 証 金 額 金 免 除 円

ただし、

現 金 金 円

代 用 証 券 金 円 (内訳別紙明細書のとおり)

り)

7 解体工事に要する費用等 (別紙のとおり)

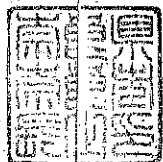
以上を合算した金額は、

以上を合算した金額は、

上記の工事について、発注者と受注者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、
次の条項によつて公正な請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものと

する。また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企
業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を
保有する。



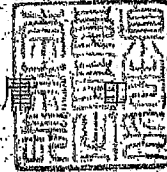
令和 2 年 7 月 20 日

発注者 住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

氏名 奈良市

奈良市長

仲 川 元



受注者

JR奈良駅南特定地区画整理事業中継地
建設工事 奈良県緑化土木廣岡建設特
定建設工事共同企業体

代表者 住所

奈良市東郷町2丁目8番8号

氏名

奈良県緑化土木協同組合

代表理事 岩 藤

構成員 住所

奈良市若穂町1033番地

氏名

廣岡建設株式会社

代表取締役 貫 定 毅

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約書は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、内訳書については、発注者が必要がないと認めた場合は、これを省略することができる。

- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、同条第3項に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者（建設業法第26条第2項に該当する場合にあっては、監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の

施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤びゆう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、次の各号に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、第3号の場合においては、発注者と受注者とが協議して、発注者が行うものとする。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたと

きは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通

知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、

発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担

する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第23条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。

第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することが

できる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）

第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金

日以内に
いときは、
以下この
合におい
が約定期

工事目
もって使
こよって

84号)
契約書
F「保証
10分の

日以内に
中間前払
金の10分

請負代金
の6)
金額を含
払金

(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条
までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項
の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減
額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けていると
きは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内
にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著し
く不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額
を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合に
は、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還
額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に
応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1
項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求す
ることができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金
の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発
注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証
契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代
わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入
費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修
繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外
の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料

及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中3回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left(1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}}\right)$$

(継続費等に係る契約の特則)

第39条 継続費又は債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続費等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第40条 継続費等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたと

きは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

（継続費等に係る契約の部分払の特則）

第41条 継続費等に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$ - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額) $\times$ (当該会計年度前払金額 + 当該会計年

度の間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合

しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第47条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) 工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。

(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第44条第1項の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者（共同企業体である場合において、その構成員のいずれかの者が第10号アからク又は第11号アからエの規定のいずれかに該当するときは、受注者がこれらに該当するものとみなす。）が次のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表

者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(11) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

き。
に損害
れると
与する
してい
ると認
三方がア
したと
原材料
く。)っ
なかつ
員から
又は警
二関する
の競争
その命
、その
は、刑法
れたと

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第49条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号又は第47条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金〔若しくは中間前払金〕、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。た

だし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が後期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、

解除が第45条、第50条又は第51条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第47条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じ

た損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) 工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当する場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができるものとする。

6 第2項の場合（第47条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の

提供がおこなわれているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる、

(損害賠償の予定)

第55条 受注者は、第47条第12号アからエの規定のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後にかかわらず、又は発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号ア、イ又はウに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号（不公正な取引方法）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に前項の規定による損害賠償金を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 発注者に生じた実際の損害額が第1項の規定にする損害賠償金の額を超える場合は、発注者はその超える額につき、なお損害賠償を請求することができる。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が当該損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付し

たときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者との協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による奈良県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2. 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後、若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議して定める。

(本契約の確定)

第63条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の同意議決があったとき（又は同法第179条第1項の規定による専決処分をしたとき）に、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとする。

別紙

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
②土工	土工 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用

386,500 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
アスファルト、コンクリート塊	有限会社 日出産業	奈良県奈良市北元在面町2-6-6

4. 再資源化等に要する費用

235,000 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。



20. J R奈良駅南整備工事請負業者のコンクリートと鉄筋コンクリート用棒鋼の仕入日と仕入量が分かる資料

都市整備部 J R奈良駅周辺整備事務所

工事名	JR奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事				
工事場所	奈良市 大森西町 地内		工期	令和2年9月30日～令和4年3月25日	
請負業者	JR奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事奈良県緑化土木・廣岡建設特定建設工事共同企業体				
当初請負工事金額	293, 920, 000円	変更請負工事金額	312, 659, 000円	増額金額	18, 739, 000円

	変動前(円)	変動後(円)	差額(円)	数量(鉄筋:t, コンクリート:m ³)	差額合計(円)	経費込総額(円)
鉄筋	65, 000	91, 500	26, 500	195. 2	5, 172, 800	7, 190, 800
コンクリート	18, 300	20, 300	2, 000	1, 854	3, 708, 000	5, 154, 600
その他労務費等(1式)					1, 166, 000	1, 621, 200
受注者負担金(残工事の1%)						△1, 546, 600
スライド額						12, 420, 000

生コン集計表				
部材	24-12-20			
	納入日	数量m3	工種	種別
1	R3. 9. 7	4	調整池工	躯体工
2	R3. 10. 1	508	調整池工	躯体工
3	R3. 10. 8	284	調整池工	躯体工
4	R3. 10. 8	8	調整池工	放流口護岸
5	R3. 11. 18	160	調整池工	躯体工
6	R3. 11. 19	123	調整池工	躯体工
	小計	1087		
部材	21-8-40			
	納入日	数量m3	工種	種別
1	R3. 9. 7	98	調整池工	仮設
2	R3. 9. 24	3	調整池工	放流口護岸
3	R3. 9. 28	7	調整池工	放流口護岸
4	R3. 10. 20	34	調整池工	仮設
	小計	142		
	合計	1229		

鉄筋発注集計表	
発注日	数量 t
R3. 7. 6	27. 8
R3. 7. 16	16. 8
R3. 7. 16	11. 1
R3. 7. 19	21. 0
R3. 7. 19	5. 9
R3. 8. 27	18. 4
R3. 8. 28	20. 5
R3. 8. 30	16. 4
R3. 9. 15	22. 9
R3. 10. 11	20. 7
R3. 10. 11	7. 9
R3. 10. 19	6. 3
R3. 10. 19	9. 1
合計	204. 8

鉄筋集計表				
SD345 (D13, D16～25, D29～32, D35)				
	納入日	数量t	工種	種別
1	R3. 9. 15	43. 0	調整池工	躯体工
2	R3. 9. 16	40. 0	調整池工	躯体工、放流口
3	R3. 10. 5	15. 0	調整池工	躯体工
4	R3. 10. 25	30. 0	調整池工	躯体工
5	R3. 10. 26	30. 0	調整池工	躯体工
	計	158. 0		

21. 補正予算土木費の維持修繕費に上げられている護岸崩壊水路のなぜ崩壊したか状態が分かるもの。

建設部 河川耕地課

最大10分間降水量及び最大1時間降水量

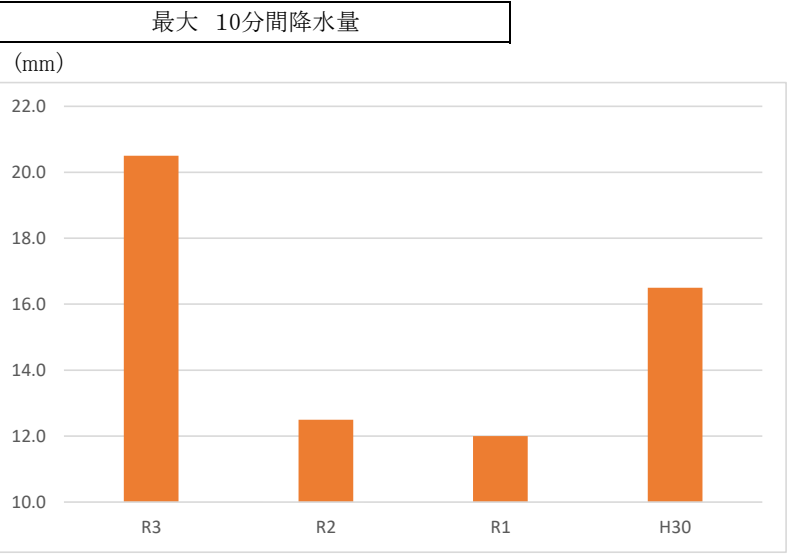
比較年:R3年～H30年

対象月:7月

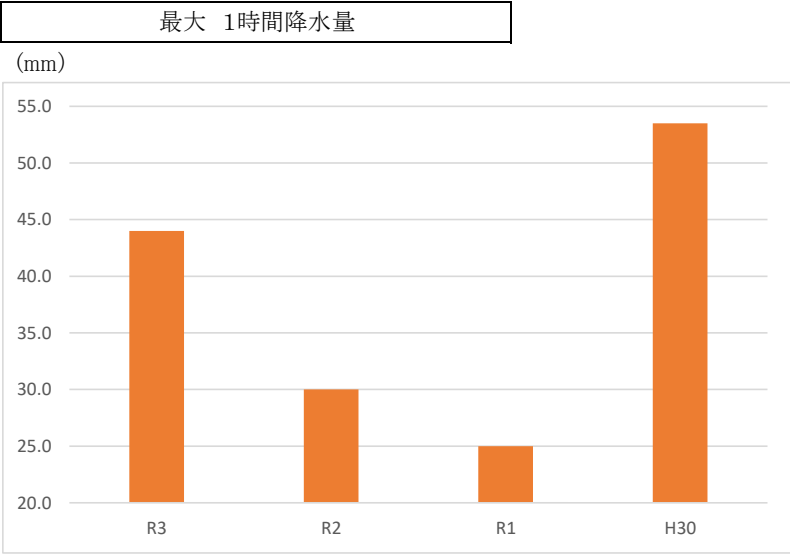
観測所名:針

データ引用元:奈良地方気象台HPより

・今回の7月豪雨については、過去4年の最大10分間降水量が最も多い20.5mmを記録しました。奈良市東部地域で短時間に集中的に雨が降ったことにより、川の流れに勢いが増したため河川護岸等の崩壊が発生しました。



年	最大10分間降水量 (mm)
R3	20.5
R2	12.5
R1	12.0
H30	16.5



年	最大1時間降水量 (mm)
R3	44.0
R2	30.0
R1	25.0
H30	53.5

22. 補正予算児童福祉費の児童福祉総務費、認定こども園費、保育所費の給料や手当など人件費が減額されている理由が分かるもの。

総合政策部 人事課

科目名称	補正額 (千円)	増減理由
児童福祉総務費	▲ 20,872	人事異動前の想定 of 配置職員をベースに計算した当初予算と現状の配置職員で再計算した結果との差分
認定こども園費	▲ 4,020	
保育所費	▲ 98,724	

23. 義務教育施設整備費の地方債458,800千円増額の理由が分かるもの。

総務部 財政課

(単位:千円)

事項	事業費 (補正額)	財源内訳		
		国庫支出金	地方債	一般財源
小学校施設整備事業 (トイレ改修事業)	578,984	192,992	385,900	92
中学校施設整備事業 (トイレ改修事業)	109,368	36,456	72,900	12
計	688,352	229,448	<u>458,800</u>	104

(理由)

当該事業の国庫補助金(学校施設環境改善交付金)について、文部科学省より追加の交付決定があったことにより、予算を増額措置するもので、その事業費の資金として地方債を増額計上した。

24. 議案第116号の財産処分の価格127,605,045円の鑑定書などの金額の決定の経過と理由が分かるもの。

総務部 資産管理課

財産処分価格 127,605,045円

◇ 財産処分価格の決定方法

不動産鑑定士による不動産評価

鑑定評価者

栗山不動産鑑定士事務所 不動産鑑定士 栗山 恒

◇ 財産処分価格内訳

(1) 土地	55,059,550円
(2) 施設等	65,950,450円
小計	121,010,000円
施設等に係る消費税	6,595,045円
合計	127,605,045円

発行番号：鑑第2021-009号

発行日付：令和3年11月1日

奈良市長 殿

鑑 定 評 価 書

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会会員

奈良県知事登録(3)第57号

奈良市高天市町11番地1 高天飯田ビル403

栗山不動産鑑定士事務所

代表者 栗山 恒

不動産鑑定士

栗山 恒

1. 鑑定評価額及び鑑定評価の基本的事項等

1. 鑑定評価額

総額 金 121,010,000円

自己又は関係人の利害の有無その他いかなる事情にかかわらず、公正妥当な態度を保持し、専門職業家としての良心に従い、誠実に不動産の鑑定評価を行いました。鑑定評価額は、「5. 鑑定評価の条件」に記載する条件を前提とするものです。

2. 価格の種類

正常価格（市場性を有する不動産について現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で成立するであろう市場価値を表示する適正な価格。）

3. 対象不動産の表示

(1) 土地

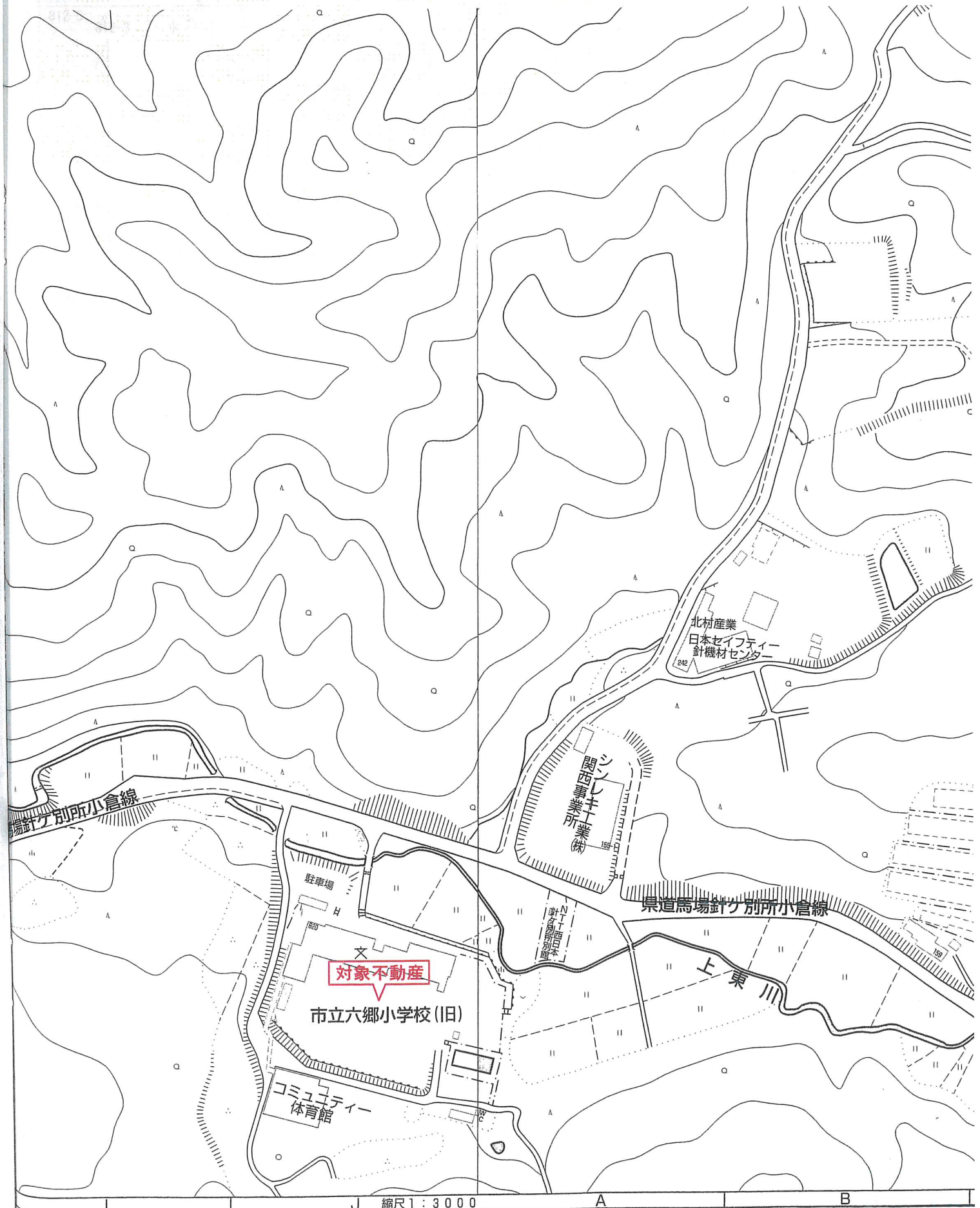
所 在 ・ 地 番	地 目	地積 (m ²)
奈良市針ヶ別所町 1 3 5 番	学校用地	18,480
同 所 1 3 6 番	畑	291
同 所 2 6 3 番 1	学校用地	111
同 所 2 6 3 番 2	学校用地	225
同 所 2 6 5 番	雑種地	120
同 所 2 6 6 番 2	公衆用道路	103
同 所 2 6 6 番 3	雑種地	60
同 所 2 7 2 番 1	公衆用道路	86
同 所 8 2 0 番 1	学校用地	318
		計 19,794

(2) 建物

所 在：奈良市針ヶ別所町 1 3 5 番地、8 2 0 番地 1、8 2 0 番地 1 先

家屋番号：1 3 5 番

区分		種類	構造	床面積 (m ²)
主である建物		校舎	鉄筋コンクリート造かわらぶき 3 階建	1 階 1,152.63 2 階 1,151.02 3 階 432.70
附属建物	符号 1	体育館	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	724.13
	符号 2	倉庫・便所	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	81.51
	符号 3	機械室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	76.79
	符号 4	ポンプ室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	10.98
	符号 5	更衣室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	58.17
	符号 6	便所	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	12.25



26. 議案第119号の和解解決金を4300万円払う理由が分かる資料と金額決定の分かる資料。

都市整備部 JR奈良駅周辺整備事務所

1. 損害賠償等請求控訴事件（大阪高等裁判所令和3年（ネ）第930号）の和解について

JR奈良駅周辺土地地区画整理事業における換地処分で提供した土地に、石炭燃え殻が地中に存在していることが判明し、相手方により提起された国家賠償等を根拠とする損害賠償請求訴訟の控訴事件（本市及び相手方の双方が控訴したもの。）について、和解しようとするものです。

換地処分地	奈良市三条本町1098番地
面 積	4,357.96 m ²
所 有 者	奈良県農業協同組合
所有者住所	奈良市大森町57番地の3

●当該換地状況経緯

都市計画決定	昭和63年2月5日
事業計画決定	昭和63年7月18日
使用収益開始	平成14年4月1日
換 地 処 分	平成18年4月27日
地盤調査(JA)	平成29年6月
直売所建築工事(JA)	平成30年1月
ホテル建築工事(JA)	平成30年10月
損害賠償等請求事件提訴(JA)	平成31年3月26日
判決言渡期日	令和3年3月9日 判決：一部敗訴

●訴訟概要：事件番号 平成31年（ワ）第142号 損害賠償等請求事件

原告 奈良県農業協同組合 被告 奈良市

JR奈良駅周辺土地地区画整理事業における換地処分により提供した土地に、石炭燃え殻が地中にあることが判明し、その搬出撤去費用等1億7,243万243円を奈良市に対して、損害賠償等を請求した。

請求内訳

- ・ホテル及び直売所用地に埋設された石炭殻撤去費用：4,388万11円
- ・上記以外の土地の石炭殻撤去費用：1億1,154万2,726円
- ・土壌等調査費用：133万2,029円
- ・弁護士費用：1,567万5,477円 合計1億7,243万243円

第一審 判決文

- (1) 被告は、原告に対し 4,521 万 2,040 円、及びこれに対する令和元年 8 月 3 日から支払い済みまで、年五分の割合による金員を支払え。
- (2) 国家賠償請求については、これを棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを四分し、その一を原告の、その余を被告の負担とする。
- (4) 判決の第 1 項は、仮に執行することができる。

【第二審 大阪高等裁判所 控訴内容】

- ・ 令和 3 年 3 月 23 日 奈良市議案第 68 号 訴えの提起について(控訴) 原案可決
- ・ 令和 3 年 3 月 25 日 奈良地裁へ控訴状提出、受理

【控訴理由】

- ・ 憲法第 29 条第 3 項に基づき補償を要するとされた点
- ・ 石炭燃え殻の撤去費用及び土壌調査費用(合計 4,521 万 2,040 円)が、認定された点
- ・ 時効消滅に関する本市の主張が認められなかった点。

【控訴審の経過内容】 損害賠償等請求控訴事件（大阪高等裁判所令和 3 年（ネ）第 930 号）

- ① 令和 3 年 6 月 30 日 第 1 回口頭弁論
- ② 令和 3 年 10 月 1 日 大阪高等裁判所から和解案の提示

【和解案】

- (1) 相手方に対し、本件解決金として、4,300 万円の支払義務があることを認める。
 - (2) 相手方に対し、前項の金員を、令和 4 年 2 月 28 日限り、相手方指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は本市の負担とする。
 - (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
 - (4) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - (5) 訴訟費用は、第一、二審を通じて各自の負担とする。
- 判決を求めた場合、市の不法行為責任が問われれば、一審判決額及び遅延損害金の約 9,000 万円の支払を求められる可能性があることに対し、和解した場合は 4,300 万円に軽減されることになる。

28. 診療所(休日夜間・東部5か所・休日歯科)利用状況

健康医療部 医療政策課

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度 (4～10月)
休日夜間応急診療所	14,067	15,282	14,368	14,349	3,951	2,781
休日夜間(発熱外来) *R2.9月末から開始					1,915	2,993
月ヶ瀬診療所	7,470	7,061	6,632	6,558	6,144	3,741
都祁診療所	10,718	10,406	10,239	10,072	11,189	9,993
田原診療所	1,555	1,369	1,415	1,433	1,316	800
柳生診療所	4,994	4,751	4,697	4,510	3,995	2,625
興東診療所 *H28.6月から開始	322	427	494	534	565	318
休日歯科応急診療所	404	421	475	637	472	236